

グリーンフィル小坂株式会社廃棄物最終処分場拡張事業に係る
環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 評価書の作成に当たっては、準備書の内容を十分に精査した上で、分かりやすいものとする。

(2) 本事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

(3) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。

なお、工事中及び供用後に地域住民から苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 地下水

対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）の地下水のカドミウム及び鉛が環境基準を超過していることについて、黒鉱鉱床に起因する自然由来のものと推測しているが、一般的な鉱山地帯に関する知見を根拠としている。

このため、評価書においては、実施区域及びその周辺における地下水位や地下水質の既往データを確認することなどにより、可能な範囲で環境基準の超過が自然由来のものであることを明らかにすること。

(2) 動物

オオタカの高利用域の改変割合がわずかであることなどにより、生息環境の減少・喪失によるオオタカへの影響は小さいと予測しているが、本準備書等において、オオタカの生息状況に係る現地調査結果と高利用域の解析結果との関係性が十分に説明されていない。

このため、評価書においては、高利用域の解析過程を記載することなどにより、これらの関係性を明らかにすること。

（３）廃棄物等

建設発生土に係る予測及び評価を実施していないが、評価書の作成に当たっては、秋田県環境影響評価技術指針マニュアルを参考に、本事業の実施に伴う建設発生土について適切に予測及び評価を実施すること。